

し尿収集運搬料金基準額について

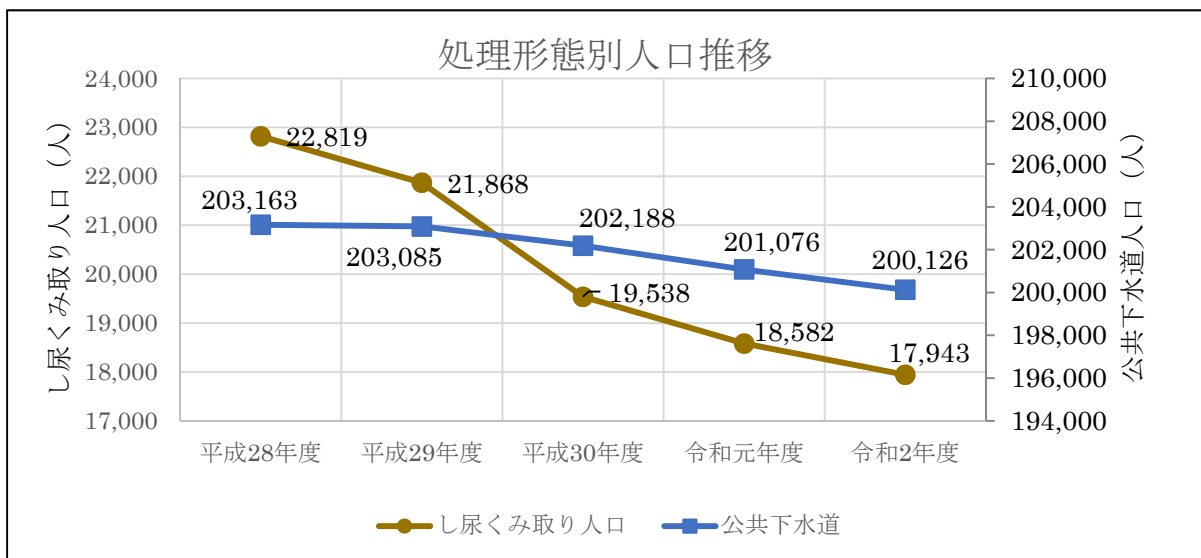
1 現状

(1) し尿くみ取り人口及び処理量の推移

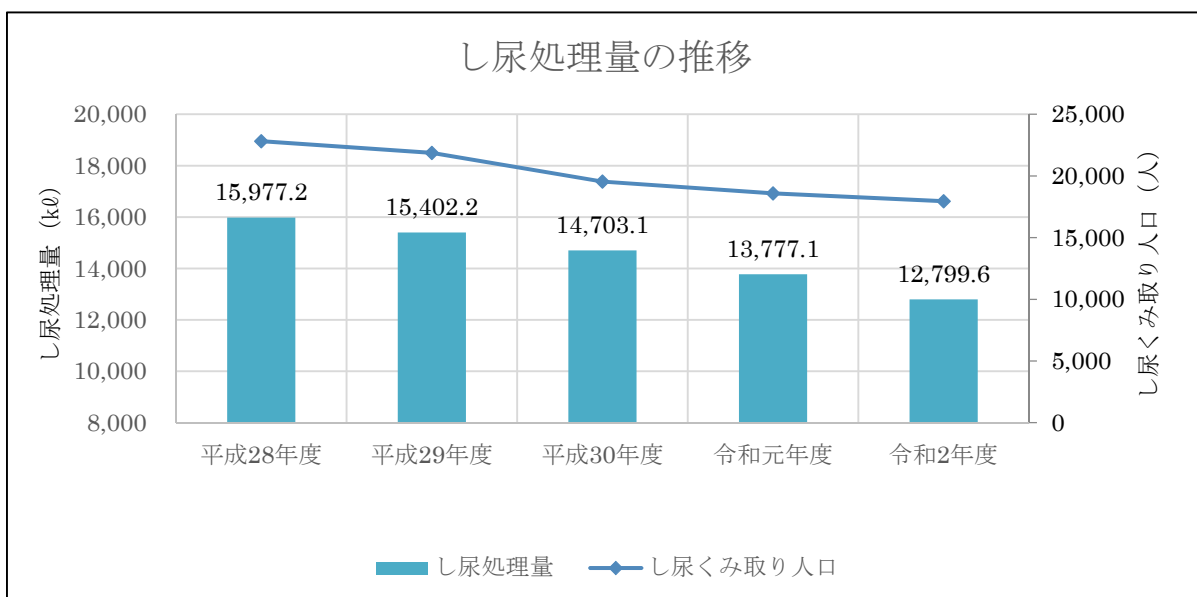
生活排水であるし尿については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の規定に基づき、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、し尿処理施設において、適正に処理することとされている。

また、生活排水の処理形態別人口のうち、下水道等の普及などにより、令和2年度末で公共下水道人口 200,126 人に対し、し尿くみ取り人口は 17,943 人となっており、本市の生活排水の計画処理区域内人口 276,339 人の約 6.5%となっている。

これに伴い、し尿の処理量については、平成28年度と比較し令和2年度は約 19.9%の減となっている。



【図1 処理形態別人口推移（し尿くみ取り人口及び公共下水道人口の推移）】



【図2 し尿処理量の推移】

(2) し尿処理体制の現況

本市では、し尿の収集運搬業務について、昭和 33 年の開始当初から、全て許可制で実施しており、現在、青森地区については 3 地区にそれぞれ 1 者ずつに許可を、また、浪岡地区については、地区全体を 2 者に許可を与えている。

収集運搬したし尿については、青森・浪岡地区ともに青森地域広域事務組合が運営・管理している「あおひらクリーンセンター」で処理している。

※別紙 1「し尿収集運搬業務 地区割図」を参照

【表 1 廃棄物処理法で定めるし尿の収集運搬体制】

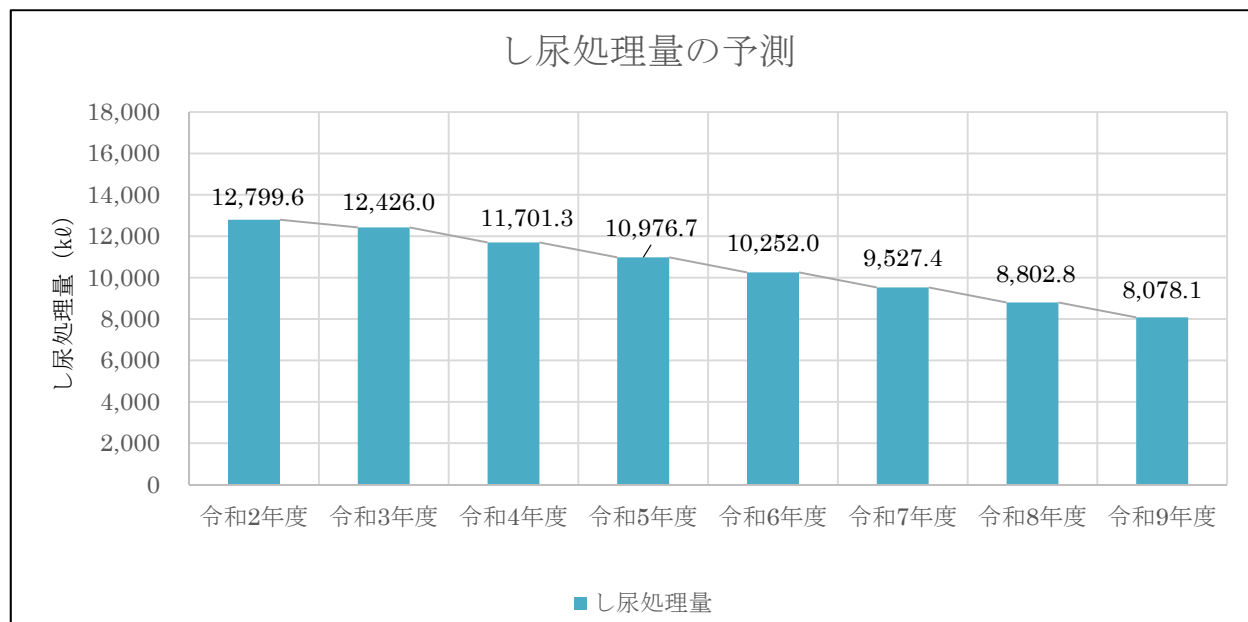
区分	市町村による直営	市町村による委託	許可
実施主体	市町村	市町村	許可業者
収集運搬方法	市町村の職員が収集運搬	委託業者が収集運搬	許可業者が収集運搬
収集運搬費用	市町村の予算（人件費等）	市町村の予算（委託料）	市民からのし尿収集運搬料金
収集料金	市町村の歳入	市町村の歳入	許可業者の収入

(3) し尿処理量の予測

令和 2 年 11 月に策定した、「一般廃棄物（生活排水）処理基本計画」において、令和 9 年度までのし尿処理量の予測を行っている。

人口減少等により、し尿処理量は年々減少傾向にある。

予測結果は以下のとおり。



【図 3 し尿処理量の予測】

2 し尿収集運搬料金（廃棄物処理法の規定）

（1）市町村が収集運搬業務を直営又は委託で行っている場合

市町村の直営又は委託業者に支払う 手数料	許可業者に支払う料金
条例で定めた手数料	市町村が条例で定めている手数料の額を超えない料 金（廃棄物処理法第7条の規定による制限を受ける）

（2）許可業者のみで収集運搬業務を行っている場合

市町村の直営又は委託業者に支払う 手数料	許可業者に支払う料金
業務を行わないため規定なし（条例で 手数料を定めることができない）	許可業者が定めた料金 （廃棄物処理法第7条の規定による制限を受けない）

3 本市のし尿収集運搬料金

本市では、し尿収集運搬の全てを許可業者が行っているため、廃棄物処理法の規定により、同料金を定めることができないが、当初から市が許可業者に基準額を示し、許可業者がその基準額を参考にして市民から受け取る同料金を決定してきた。

これは、同料金が公共的な性格を有していることから、許可制の下、市として安定した収集運搬体制を確保するため、市が目安となる基準額を示してきたものである。

このことから、本市では、これまで許可業者から基準額の見直しの要望等があり、見直しが必要であると考えられる場合、青森市廃棄物減量等推進審議会での審議を経て、基準額の見直しを行ってきた。

4 し尿収集運搬料金基準額の推移

本市のし尿収集運搬料金基準額については、消費税率の改定に伴う見直し以外、青森地区では平成10年から、また、浪岡地区では平成15年から見直しを行っていない。

【表2 現在のし尿収集運搬料金基準額】

区分	青森地区		浪岡地区	
	税抜き	税込み	税抜き	税込み
1800まで	1,441円	1,585円	1,300円	1,430円
1800超10ごと	8.01円	8.81円	7.22円	7.94円

【表3 し尿収集運搬料金基準額の推移（1800まで）】

改定年月日	青森地区		浪岡地区		改定内容
	税抜き	税込み	税抜き	税込み	
H9.4.1	1,278円	1,342円	1,200円	1,260円	消費税5%導入
H10.7.1	1,441円	1,513円	↓	↓	物価上昇分改定
H15.6.1	↓	↓	1,300円	1,365円	物価上昇分改定
H26.4.1	↓	1,556円	↓	1,404円	消費税8%導入
R1.10.1	↓	1,585円	↓	1,430円	消費税10%導入

5 課題

し尿のくみ取り人口及び収集量については、下水道の普及や合併処理浄化槽への切替え、人口減少などに伴い減少しており、これらの要因により許可業者の業務運営が不安定となり、市民サービスの低下につながる事が懸念される。

6 し尿収集運搬料金基準額の検討

現在のし尿収集運搬料金基準額について、以下の観点で検討する。

1	原価計算
2	下水道使用料との比較
3	他自治体との比較

(1) 現在の基準額の原価計算

【表4 し尿収集運搬車両1台1か月当たりの経費】

(単位：円(税抜き))

科 目		青森地区 (H10年度原価計算)	浪岡地区 (H15年度原価計算) 黒組積算	経費内訳
直接費	人件費	1,099,921	912,587	運転手・作業員の給料、賞与、健康保険料等
	車両費	200,553	235,078	燃料費、車検料、減価償却費等
	車両諸経費	41,634	21,895	自動車保険料、自動車重量税等
	車両管理費	133,533	36,917	運転手・作業員の作業服、タイヤ等
	小計 (a)	1,475,641	1,206,477	
間接費	人件費	226,470	122,549	事務員・集金員の給料、賞与、健康保険料等
	事務費	38,000	16,142	光熱水費、通信運搬費等
	施設管理費	29,920	5,432	車庫等の修繕・減価償却費、備品購入費等
	小計 (b)	294,390	144,123	
合計 (a+b)		1,770,031	1,350,600	
事業収益		177,004	135,060	10%
総計 (c)		1,947,035	1,485,660	
1か月当たりのし尿収集量 (d)		243,000 ℓ	220,500 ℓ	
180ℓ超1ℓごとの料金 (e=c/d)		8.01	7.294	浪岡地区は別途、投入手数料0.556円/ℓ加算
180ℓまでの料金 (e×180)		1,441	1,313	

※浪岡地区について、黒石地区清掃施設組合と許可業者との話し合いにより、1,313円/180ℓ → 1,300円/180ℓ、

7.294円/ℓ → 7.22円/ℓ となったもの。

(2) 下水道使用料との比較

本市のし尿等の生活排水は、主に公共下水道や合併処理浄化槽により処理されている。

し尿収集運搬料金基準額の検討に当たっては、公共下水道等を利用する世帯とくみ取り世帯との負担に著しい差がでないようにすることが望ましいと考えている。

【表5 下水道使用料との比較】

(税込み)

区分	下水道使用料		し尿収集運搬料金基準額（現行）	
	青森地区	浪岡地区	青森地区	浪岡地区
基本料金	(毎月) 1,337.6 円/10 m ³	(毎月) 1,337.6 円/10 m ³	(約3月に1回) 1,585 円/180ℓ	(約3月に1回) 1,430 円/180ℓ

(3) 他自治体との比較

本市の基準額は、し尿の収集運搬を全て許可で行っており、平成20年度以降に料金を改定している八戸市及び弘前市と比較し、青森・浪岡地区ともに低い額となっている。

【表6 し尿収集運搬を全て許可で行っている県内自治体との比較】

区分	青森地区	浪岡地区	八戸市	弘前市
人口（人）	258,887	17,452	226,127	168,810
水洗化人口（人）	189,746	10,380	195,460	161,789
くみ取り人口（人）	15,823	2,120	30,667	7,021
し尿収集量（kℓ/年）	11,530.7	1,268.9	28,377	3,784
許可業者数（社）	3	2	2	5
180ℓまでの額（税抜き）	1,441 円	1,300 円	1,554 円	2,100 円
180ℓ超1ℓごとの額（税抜き）	8.01 円	7.22 円	8.63 円	11.67 円
直近の改定時期（※）	H10.7.1	H15.6.1	H26.4.1	H30.4.1

※令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果より

(※) 消費税アップに伴う改定を除く

7 検討に向けた考え方

「6 し尿収集運搬料金基準額の検討」(1)から(3)までの検討を踏まえ、本市のし尿収集運搬料金基準額が見直しの時期に来ているものとする。

また、現在、青森地区と浪岡地区では、価格差が生じていることから地区ごとの増減率に一定の配慮が必要であるとする。

8 スケジュールについて

令和4年7月27日

第1回青森市廃棄物減量等推進審議会（諮問）

令和4年9月下旬

第2回青森市廃棄物減量等推進審議会（答申案）

令和4年10月下旬

答申を基に新基準額を決定し、し尿収集運搬許可業者に提示・説明

令和4年12月～令和5年3月

許可業者から利用者へ周知、広報あおもり等で市民に周知

令和5年4月

新料金適用